

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

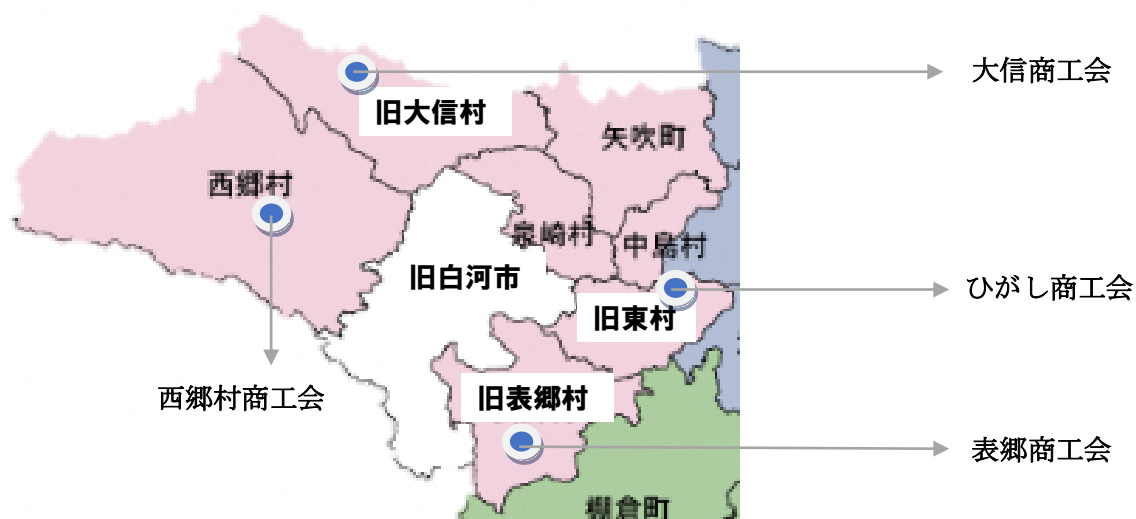
この事業継続力強化支援計画は、広域連携体制を構築している表郷商工会、ひがし商工会、大信商工会、西郷村商工会と白河市、西郷村が共同で策定し、実施する。

【地域の概要・立地】

白河市及び西郷村（以下、当地域という。）は、福島県中通りの最南部に位置し、南は栃木県那須町、東に東白川郡棚倉町並びに石川郡石川町及び浅川町、北は西白河郡北部地域及び岩瀬郡天栄村、西は南会津郡下郷町に隣接する。下郷町との境界には那須山系の北端となる甲子山、赤面山、権太倉山がそびえ、冬は相応の積雪があり阿武隈川の源流部に当たる。中山間地域は冷涼な高原地帯で平野部は田園地帯が広がる。

交通網は、東北自動車道が南北に貫き、白河 I.C、矢吹 I.C を介して東京から 185km～190km 程である。また、並行して国道 4 号、国道 118 号、国道 294 号が南北に縦断、東西には国道 289 号が走る。鉄路は、東北本線と東北新幹線が通り、地域唯一の新幹線が停車する新白河駅があり、東京駅からの所要時間は 1 時間 20 分ほど北上したところに位置する。

<各商工会の管轄図>



【表郷商工会、ひがし商工会、大信商工会、西郷村商工会の区分】

現白河市は、平成 17 年に旧白河市、旧表郷村、旧東村、旧大信村の合併により誕生した。しかし、旧各村の商工会は合併後もそれぞれ残り、表郷商工会は旧表郷村を、ひがし商工会は旧東村を、大信商工会は旧大信村を管轄区域として維持している。合併のなかった西郷村については西郷村商工会が管轄している。（以下、それぞれの管轄区域を「表郷地区、ひがし地区、大信地区、西郷地区」という。）

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(水害：白河市・総合防災マップ、西郷村・ハザードマップ)

白河市総合防災マップでは表郷地区の社川両岸、藤野川下流、ひがし地区の矢武川下流、大信地区の隈戸川両岸などを浸水想定区域とし、西郷村ハザードマップでは阿武隈川下流、谷津田川両岸、真

名子川右岸、堀川両岸、黒川左岸などで浸水区域を想定している。表郷地区、ひがし地区、大信地区の浸水域はほとんどが農地であるため農業法人等へのリスクはあるが、宅地や工場など建物利用地は比較的少ない。西郷地区の過去の浸水区域も農地が多いが建物も点在している。過去の災害では平地の表郷地区、ひがし地区とは気象条件が違い、山間部側の西郷地区、大信地区では、豪雨時に道路、水道など事業継続のためのインフラが断たれ、輸送や従業員の通勤、また、生産設備の稼働などへの影響があった。水害は他の災害よりも発生の頻度が高いため、台風の大型化、局所的な集中豪雨などに注意して備える必要がある。

(土砂災害：白河市・総合防災マップ、西郷村・ハザードマップ)

白河市の総合防災マップによると、表郷地区の社川両岸、藤野川左岸、黄金川右岸の山間部など、ひがし地区では矢武川左岸の山間部など、大信地区では隈戸川左岸、外面川左岸などの山間部に土石流や急傾斜の特別警戒区域、警戒区域が点在している。また、西郷村ハザードマップでは、阿武隈川支流の山間部などに土石流危険区域が点在している。しかし、山間部、丘陵地の斜面に隣接する場所に建物等が立地する場合は、危険区域に指定されていなくても被災する可能性があり、人的被害も出やすい災害であるため警戒する必要がある。土砂災害は水害や地震とともに発生することが想定される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で数%から 30%未満の確率で発生すると言われている。当地域の東日本大震災時の震度は 6 強から 6 弱であったが、建物は工場、店舗、事業所を含めて全壊から一部損壊まで相当数出ている。特に造成地で盛った土地や元は湿地の場所などで大きな被害があった。同時に山間部や丘陵地では土砂災害の発生により死者も出ており、また、道路や水道、下水道、工業用水の損壊など生活インフラ全般への影響があった。震度 6 弱以上の地震となった場合は同程度の被害が想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現するが、ここ 2 年間は新型コロナウイルスが蔓延し、変異株とともに数次に渡り流行が繰り返されている。県南地域では二次医療圏として感染症でも白河厚生総合病院が入院や発熱外来の診察を担っている。また、宿泊療養施設として西郷地区のビジネスホテルも県により確保され、感染者が出た場合は人命優先での医療措置となるが、事業所等における従業員等の感染は、営業や生産の停止、体制変更等を避けられず、サプライチェーンの中では取引先にも影響が及ぶことが想定される。また、店舗等における感染情報の拡散は重大なリスクとなる恐れがある。現状では収益悪化や感染防止措置等に対する公的支援はあるものの、当地区においても店舗の撤退や感染症を契機としての廃業の考慮なども見られ、さらには業種にもよるが消費者、利用者等の生活習慣の変化が今後対応を迫られるリスクとなる。

(雪 害)

平成 26 年 (2014 年) 2 月豪雪では、2 週に渡り大雪となり、その積雪は西郷地区で約 80 cm、大信地区で約 60 cm、表郷地区、ひがし地区で約 40cm を記録し、白河市、西郷村ともに除雪が困難になり、多数の車が立ち往生になるなど、その後も 1 週間に渡って交通の混乱や事故の多発が見られた。また、昭和 55 年 12 月 24 日には当地域でも約 40cm の積雪があったが、大規模な停電や倒木などの被害があり、帰宅困難な状況も発生した。近年、高速道路や幹線道路でも長時間に渡る大規模な立ち往生が発生し、自衛隊の出動も要請されており、また、積雪が少なくても強風で見通しが効かなくなり多重事故が発生している状況も見られている。一定期間は流通や従業員の通勤に影響が出る恐れがある。

(火山災害)

那須岳は 1408 年から 10 年までのマグマ噴火で 180 名を超える死者を出し、多数の家畜の損害や那

珂川が黄変した記録がある。1881 年の最後の小噴火でも火砕物降下、噴石、降灰があったが、その後、1953 年から 1963 年までの 3 回の水蒸気噴火でも、火砕物降下や降灰などが確認されているため、気象庁は常時監視火山として各種機器により観測を続けている。

西郷村は火山警戒区域に指定されており、気象庁、栃木県、那須町等で対策を協議する那須岳火山防災協議会のメンバーになっており、白河市はオブザーバーとして会議に出席している。那須岳火山防災マップでは、噴火の火口が茶臼岳付近であれば、福島県側に噴石や火砕流などの被害を受ける可能性はないと考えられているが、降灰が想定されており、停電や電子機器への影響、道路面が滑り易くなるなどの事象が考えられている。しかし、他の火山活動の例を見れば、群発地震の発生だけでも周辺の宿泊施設、事業所など観光産業に長期での影響を与える結果となっている。

(原子力災害)

東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、今なお、近隣の立入りが制限され、白河市、西郷村においても汚染土の中間貯蔵地への搬出が続いている。事故を機に各自治体の防災計画でも原子力災害が追加され、原発の近隣自治体は遠隔自治体との避難協定を締結している。白河市、西郷村は、福島原発、また、東海原発からも米軍が退避ラインとする半径 50 マイル (80km) 前後に位置する。福島第一原発の事故当時、約 200km 離れた東京でも外国人が帰国したことなども考慮すると、事故等の場合は、早期自主避難が始まり、交通渋滞の発生も予想される。さらに現在も影響は残るが放射性物質に汚染された地域は長期に渡り生産物や商品の出荷規制がかかり、検査、安全対策などを要するほか、風評被害の発生など商工業者にも極めて大きな影響となる。

(その他)

当地域には、多くの工場、事業所が立地するが有害物質、危険物などを貯蔵する施設もあり、事故等が発生すれば周辺に大きな影響が出る可能性がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,128 事業者
- ・小規模事業者数 943 事業者

地名	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	計
表郷	52	15	2	48	14	36	3	170
ひがし	52	36	3	35	14	41	16	197
大信	38	16	1	13	6	19	5	98
西郷村	119	56	8	94	59	95	47	478
合計	261	123	14	190	93	191	71	943

※平成 28 年 4 月 1 日現在の商工会実態調査より抜粋【内訳】(業種別小規模事業者数)

(3) これまでの取組み

1) 白河市の主な取組み

- ・災害時の災害対策本部の設置、運営
- ・災害後の生活インフラの復旧、住宅、事業所等の瓦礫処理
- ・総合防災マップの策定、避難所、福祉避難所の指定
- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・自治体 BCP の策定
- ・防災用品の備蓄
- ・福島県総合防災訓練、白河市総合防災訓練の実施

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種、インフルエンザ予防接種の補助
- ・ 新型コロナウイルス検査キットの事業所配布
- ・ 輸送、燃料、生活用品等の事業所、各団体との災害時協定の締結
- ・ 姉妹都市、隣接自治体等との災害時支援協定の締結

2) 西郷村の主な取組み

- ・ 災害時の災害対策本部の設置、運営
- ・ 災害後の生活インフラの復旧、住宅、事業所等の瓦礫処理
- ・ 西郷村ハザードマップの策定
- ・ ハザードマップにおける危険区域の地区説明会
- ・ 避難所、福祉避難所の指定
- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 自治体 BCP の策定
- ・ 県南地域総合防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ インフルエンザ予防接種への補助
- ・ 新型コロナウイルス対策本部の設置、ワクチン接種、各種補助
- ・ 輸送、燃料、生活用品等の事業所、各団体との災害時協定の締結
- ・ 近隣自治体との災害時支援協定の締結

3) 表郷商工会の取組み

○地域の災害リスク

表郷地区の災害リスクは冒頭で記載したリスクのうち、水害、土砂災害、地震、感染症、原子力災害のリスクを想定している。

・ 水害は、社川（一級河川）などの氾濫による浸水被害。特に社川、藤野川、黄金川の合流付近（番沢樋ノ口）の他、ため池による浸水エリアが広範囲にある。令和元年 10 月 12 日の台風 19 号では白河市で 370 mm を記録する大雨となり、表郷地区で田畑の冠水や道路、橋梁の損壊があった。

・ 土砂災害では社川左岸の堀之内、中寺、社川右岸の才ノ内、中野、藤野川左岸の八幡、小松、黄金川右岸の菅辻などの山間、丘陵部の斜面に隣接する地は土石流や急傾斜の警戒区域となっている場所がある。

・ 地震、感染症、原子力災害に関しては冒頭記載のとおりである。

○商工業者の状況

表郷地区は国道 289 号や白河市と棚倉町を結ぶ JR バス関東の専用道路があり交通の便が良く、ご当地グルメの白河ラーメンを扱う店舗などの飲食店や小売店等が点在している。また、金山納豆やバウムクーヘンは表郷のきれいな水を原料に製造される代表的特産品。東西に流れる一級河川「社川」は豊かな田園地帯を育てており、米の栽培が盛んで、その他いちご、トマト、ニラ、花卉なども品質が良く農業法人による 6 次化、販売も行われている。

○具体的な取組状況

- ・ 事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 BCP・事業継続力強化計画策定セミナー・個別相談会の開催
- ・ 三井住友海上火災保険㈱等と連携した損害保険への加入促進
- ・ 白河市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 災害時の被害調査、給付金等の申請支援
- ・ 西白河郡南部地区商工会連携協議会での商工会 BCP 策定
- ・ 西白河郡南部地区商工会連携協議会での新型コロナウイルス対策

- ・災害時の商工会館での避難者受入協議
- ・災害時における市災害対策本部での情報交換の協議
- ・感染症発生の場合の執務場所確保に関する市との協議

4) ひがし商工会の取組み

○地域の災害リスク

ひがし地区の災害リスクは冒頭で記載したリスクのうち、水害、土砂災害、地震、感染症、原子力災害リスクを想定しているが、山間部や水が滞留する場所が少ないことなどから、白河市総合防災マップでも警戒区域の指定は少なく、自然災害の発生は当地区の中では低いと考えられる。

- ・水害は矢武川が過去の台風等で氾濫した経緯があるが、河川改修により災害リスクは低減している。また、土砂災害は形見地域で想定される災害となっている。
- ・地震、感染症、原子力災害に関しては冒頭記載のとおりである。

○商工業者の状況

ひがし地区は中島村・棚倉町・石川町・白河中心地区の間に位置し、それぞれからの往来の際は区内の県道 11 号及び県道 44 号を通るため、交通の便が良い地域である。その中でも県道 44 号沿いは東地区の商工業者が多く立地しており、清酒、味噌、和菓子といった食品製造業の店舗は創業して 100 年以上のところもあり、長い間近隣住民の馴染みの店として存在している。また、ひがし地区の中心には地名を由来とした温泉である「きつねうち温泉」があり、地域住民のみならず多くの人に親しまれている。

○具体的な取組状況

- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画策定セミナー・個別相談会の開催
- ・三井住友海上火災保険(株)等と連携した損害保険への加入促進
- ・白河市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害時の被害調査、給付金等の申請支援
- ・西白河郡南部地区商工会連携協議会での商工会 BCP 策定
- ・西白河郡南部地区商工会連携協議会での新型コロナウイルス対策
- ・災害時の商工会館での避難者受入れ協議
- ・災害時における市災害対策本部での情報交換の協議
- ・感染症発生の場合の執務場所確保に関する市との協議

5) 大信商工会の取組み

○地域の災害リスク

大信地区の災害リスクは冒頭で記載したリスクのうち、水害、土砂災害、地震、感染症、雪害、原子力災害のリスクを想定している。

- ・水害は隈戸川の両岸が浸水区域となっているがほとんどが農地である。過去の災害では平成 10 年（1998 年）8 月末、福島県南部、栃木県北部で局地的豪雨となり、隈戸川、外面川では河川の氾濫により道水路の寸断、家屋の浸水など甚大な被害となった。復旧に伴い河川改修が進められたが、水害のリスクは残っている。

・平成 10 年の豪雨では土砂崩れも多数発生しており、大信地区では 1 名が犠牲となった。白河市総合防災マップでは隈戸川左岸の大屋、宮大、日和田、右岸の増見、堂山、外面川左岸の飯土用などの山間部、丘陵地が土石流や急傾斜の特別警戒区域、警戒区域に指定されており、大雨や地震の発生に伴って災害となるリスクがある。

- ・雪害では平成 26 年（2014 年）2 月豪雪で、2 週にわたり大雪となり、その積雪は大信商工会付近で約 60 cm を記録し、除雪が困難となり約 1 週間にわたって交通の混乱が見られた。また、昭和 55 年 12 月には 30 cm を超える積雪があったが停電や倒木などの被害があった。

- ・地震、感染症、原子力災害に関しては冒頭記載のとおりである。
- ・管内では多量の劇物を貯蔵する事業所もあり留意しておく必要がある。

○商工業者の状況

白河市の北部に位置する大信地区は、国道 294 号が縦断し、農産物直売所や小売店、飲食店等が沿線で営業している。高速道路（東北自動車道）のインターチェンジ 2ヶ所（矢吹 I C・白河スマート I C）と国道 4 号まで車で約 10 分と交通の利便性が高く、工業団地が造成され製薬、化学、金属加工等の工場が立地している。

また、阿武隈水系の隈戸川と外面川が西から東に流れ、川沿いに田園風景が広がる農業が盛んな地域であり、この水域で育てた「白河高原清流豚」は市のブランド認定を取得しており、米やブロッコリー、トウモロコシ、トマトといった多様な農産物を生産している。市内最高峰の権太倉山（標高 976m）での登山、聖ヶ岩でのロッククライミング、キャンプ場でのバーベキュー等のアウトドアを体験でき、首都圏から訪れた多数の観光客が宿泊する施設も営業している。

○具体的な取組状況

- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画策定セミナー・個別相談会の開催
- ・三井住友海上火災保険(株)等と連携した損害保険への加入促進
- ・白河市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害時の被害調査、給付金等の申請支援
- ・西白河郡南部地区商工会連携協議会での商工会 BCP 策定
- ・西白河郡南部地区商工会連携協議会での新型コロナウイルス対策
- ・災害時における市災害対策本部での情報交換の協議
- ・感染症発生の場合の執務場所確保に関する市との協議

6) 西郷村商工会の取組み

○地域の災害リスク

・西郷地区の災害リスクは冒頭で記載したリスクのうち、水害、土砂災害、地震、感染症、雪害、火山災害、原子力災害リスクを想定している。

・水害の想定では阿武隈川の本流、支流の堀川、真名子川、谷津田川、那珂川支流の黒川の両岸などに浸水域がある。河川の最上流部であるため、床上浸水となるような地域は少ないが、平成 10 年(1998 年) 8 月末の福島県南部、栃木県北部の局地的豪雨で西郷村真船の観測所で時間降雨量最大 90mm、ほぼ 3 日間で 1,200 mm を超える豪雨となった際は河川の堤防決壊、道水路の寸断、床下・床上浸水など白河市西部、西郷村では甚大な被害となり、多数の箇所が発生した土砂崩れにより、西郷村では 7 名が犠牲となった。商工業者にも浸水等の被害があった。

・土砂災害では、虫笠、杉ノ入、長坂、高助、芝原などが土石流危険区域に指定されており、山間部各所に急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険区域が点在する。甲子地域等では山腹崩壊危険地区の指定がある。

・地震に関して西郷村ハザードマップでは、従前湿地であった土地などで面的に震度 6 強を想定し、山間部は震度 6 弱の想定となっている。東日本大震災においては全半壊の建物被害が多数あった外、上下水道、工業用水道などの復旧に時間を要した地域もあったため、工場稼働、飲食業などの給排水にも支障が出た。また、山間部の多くの場所でがけ崩れが発生した。

・雪害では平成 26 年(2014 年) 2 月豪雪で、2 週にわたり大雪となり、その積雪は約 80 cm を記録し、1 週間にわたって交通の混乱や事故の多発が見られた。また、昭和 55 年 12 月には 40 cm を超える積雪があったが停電や倒木などの被害があった。

・火山災害に関して噴火による直接の被害は想定されていないが、日光国立公園の一部となる甲子温泉、新甲子温泉を中心とする地域の観光、宿泊施設では冒頭記載のとおり、火山活動の兆候だけでも観光客が遠のき、中小事業者に大きく影響するリスクがある。

- ・感染症、原子力災害に関して当地域は同じ条件下にある。

○商工業者の状況

西郷地区は陸路として南北に国道 4 号、東西に国道 289 号が通り、村内にある東北自動車道白河 I.C に直結している。また、鉄道も東北新幹線、東北本線の新白河駅を擁することから東北の玄関口として人口増加が続いている。これら交通の便などから工業団地などへの企業誘致が進み、その雇用状況を背景に新白河駅近隣、国道 4 号沿いには飲食業や大型店舗、ホテル、アパート、駐車場などの事業所が多く立地している。また、国道 289 号沿いはラーメン店、ドラッグストアやコンビニ、直売所などが多い外、日光国立公園内の甲子地区には温泉旅館や民宿、ゴルフ場などがある。土木建築関係の事業所は地区全域に点在している。

○具体的な取組状況

- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画策定セミナー・個別相談会の開催
- ・三井住友海上火災保険㈱等と連携した損害保険への加入促進
- ・感染対策備品（防護服、消毒液）の準備
- ・消毒薬の事業所配布
- ・西郷村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害時の被害調査、給付金等の申請支援
- ・商工会 BCP の策定
- ・災害時の商工会館での避難者受入れ
- ・災害時における村災害対策本部での情報交換の協議
- ・感染症発生の場合の執務場所確保に関する村との協議

II 課題

4 商工会に共通する課題

表郷、ひがし、大信、西郷の各商工会で若干の違いはあるが、以下のような共通の課題がある。

- ・現状では、緊急時の取組みについて本計画も漠然とした記載にとどまっているため、具体的な体制やマニュアルを整備し、行政や関係機関、民間との役割分担、連携体制をさらに詰める必要がある。
- ・緊急時の被害調査、各種支援を行う場合の商工会人員不足を緩和するため、小規模事業者には平時の事前対策について普及啓発を推進する必要がある。
- ・保険・共済に対する助言を行える商工会経営指導員等職員が不足しているため、リスク対策として提携保険会社等と連携し、保険の必要性を周知することなどが必要である。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作り、感染拡大時に備えてマスク、消毒液等の衛生品の備蓄を促す必要がある。
- ・小規模事業所自体にリスクに備える計画策定や訓練を実施する人員が不足していると考えられるためノウハウの支援が必要である。
- ・小規模事業所の立地する場所や従業員の通勤経路など地域の災害危険個所を認識してもらうため、定期的に状況を周知する必要がある。
- ・緊急時の事業所内での連絡体制の構築を促し、適正な地域情報の入手手段などについてさらに普及する必要がある。

III 目標

(1) 表郷商工会の目標

- ・地区内小規模事業者（会員、非会員を問わず）に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者 BCP（事業継続力強化計画）策定を強力に推進する。

※水害、土砂災害等で事業者 BCP（事業継続力強化計画）策定が必要と思われる事業者【約 20 事業

所】

- ・損害保険等の周知、見直し、加入を推進する。【BCP策定事業所の半数】
- ・発災時における支援を円滑に行うため、商工会と白河市との間に被害情報報告ルートを構築し、災害対策本部の設置時には情報交換、情報集約を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（２）ひがし商工会の目標

- ・地区内小規模事業者（会員、非会員を問わず）に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者BCP（事業継続力強化計画）策定を強力に推進する。
- ※水害、土砂災害で事業者BCP（事業継続力強化計画）策定が必要と思われる事業者【水害：矢武川周辺約15事業所】【土砂災害：形見周辺約2事業所】
- ・損害保険等の周知、見直し、加入を推進する。【BCP策定事業所の半数】
 - ・発災時における支援を円滑に行うため、商工会と白河市との間に被害情報報告ルートを構築し、災害対策本部の設置時には情報交換、情報集約を行う。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（３）大信商工会の目標

- ・地区内小規模事業者（会員、非会員を問わず）に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者BCP（事業継続力強化計画）策定を強力に推進する。
- ・水害、土砂災害、高濃度塩素漏出等で事業者BCP（事業継続力強化計画）策定が必要と思われる事業者【約15事業所】
- ・損害保険等の周知、見直し、加入を推進する。【BCP策定事業所の半数】
- ・発災時における支援を円滑に行うため、商工会と白河市との間に被害情報報告ルートを構築し、災害対策本部の設置時には情報交換、情報集約を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（４）西郷村商工会の目標

- ・地区内小規模事業者（会員、非会員を問わず）に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者BCP（事業継続力強化計画）策定を強力に推進する。
- ※水害、土砂災害で事業者BCP（事業継続力強化計画）策定が必要と思われる事業者【水害：あぶくま川流域約15事業所】【土砂災害：羽生、甲子周辺約15事業所】
- ・損害保険等の周知、見直し、加入を推進する。【BCP策定事業所の半数】
 - ・発災時における支援を円滑に行うため、商工会と西郷村との間に被害情報報告ルートを構築し、災害対策本部の設置時には情報交換、情報集約を行う。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

iv その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

表郷商工会、ひがし商工会、大信商工会、西郷村商工会と白河市、西郷村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・令和3年に策定した「新型コロナウイルス感染者等発生時の対応」について、本計画との整合性を整理し、感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、総合防災マップ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市村広報、ホームページ、Facebook や Instagram などの SNS において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP（事業継続力強化計画）の策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況、症状も変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自体の事業継続計画の作成

・令和3年、事業継続計画は4商工会で共同作成（別添）をする。

3) 関係団体等との連携

・連携先である三井住友海上火災保険(株)等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しにくいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

・小規模事業者の事業者 BCP（事業継続力強化計画）の策定等取組状況の確認をする。

・(仮称) 西白河郡南部地区商工会事業継続力強化支援協議会（構成員：表郷商工会、ひがし商工会、大信商工会、西郷村商工会と白河市、西郷村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・災害発生時の白河市、西郷村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は白河市、西郷村で行われる防災訓練等に合わせて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることを踏まえ、下記の手順で当地域の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会で共有する。）

・県内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白河市、西郷村における感染症対策に基づき各会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・表郷商工会、ひがし商工会、大信商工会と白河市との間、西郷村商工会と西郷村の間で、被害の種類や規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・職員の多数が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと状況から類推する。

・本計画により、当会と白河市、西郷村は以下の間隔で被害情報等を共有する。ただし、白河市、西郷村に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の会議での情報交換により、被災情報等を共有する。

発災後～3 日	1 日に 2 回共有する
発災後 4 日～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 週間に 1～2 回共有する
1 ヶ月以降	必要に応じて共有する

・「白河市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「西郷村新型コロナウイルス対策本部」の対策等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向け必要な情

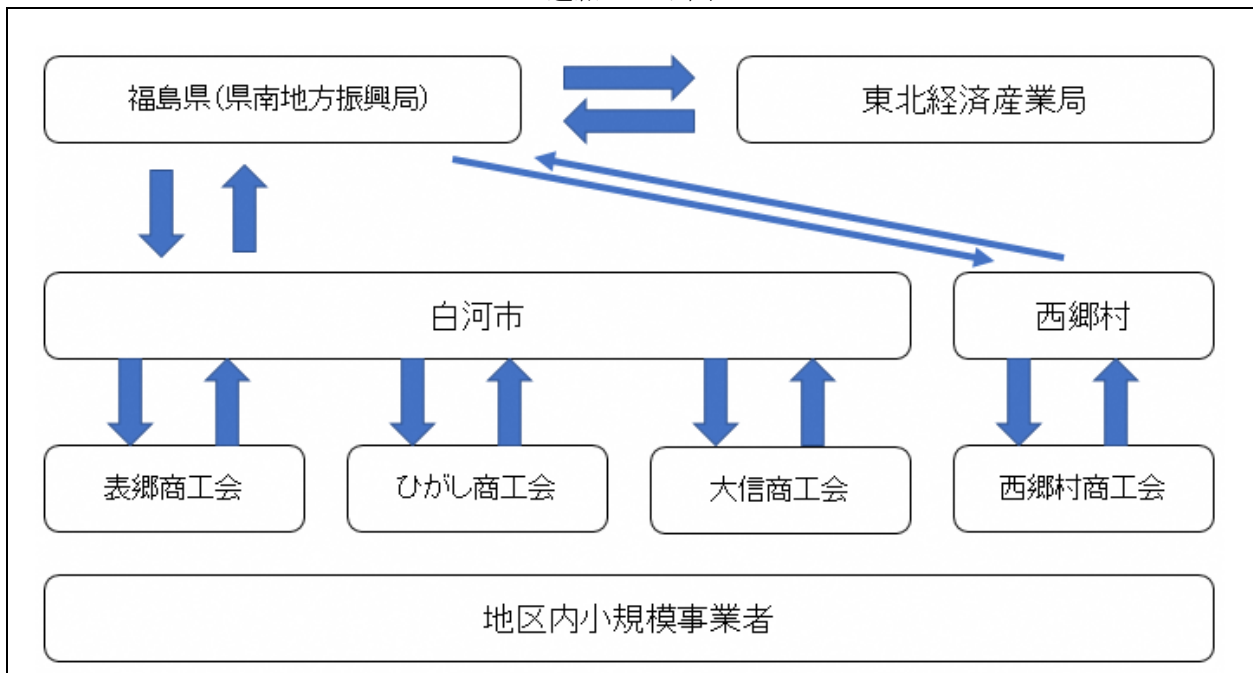
報の把握と発信を行うとともに対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて範囲等を決める。
- ・各会と白河市、西郷村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・各会と白河市、西郷村が共有した情報は白河市、西郷村から福島県へ報告する。

< 連絡ルート図 >

※矢印→は情報を示す



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、表郷商工会、ひがし商工会、大信商工会は白河市と協議し、西郷村商工会は西郷村と協議する（各会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・被災復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県等に依頼する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

(別表2)

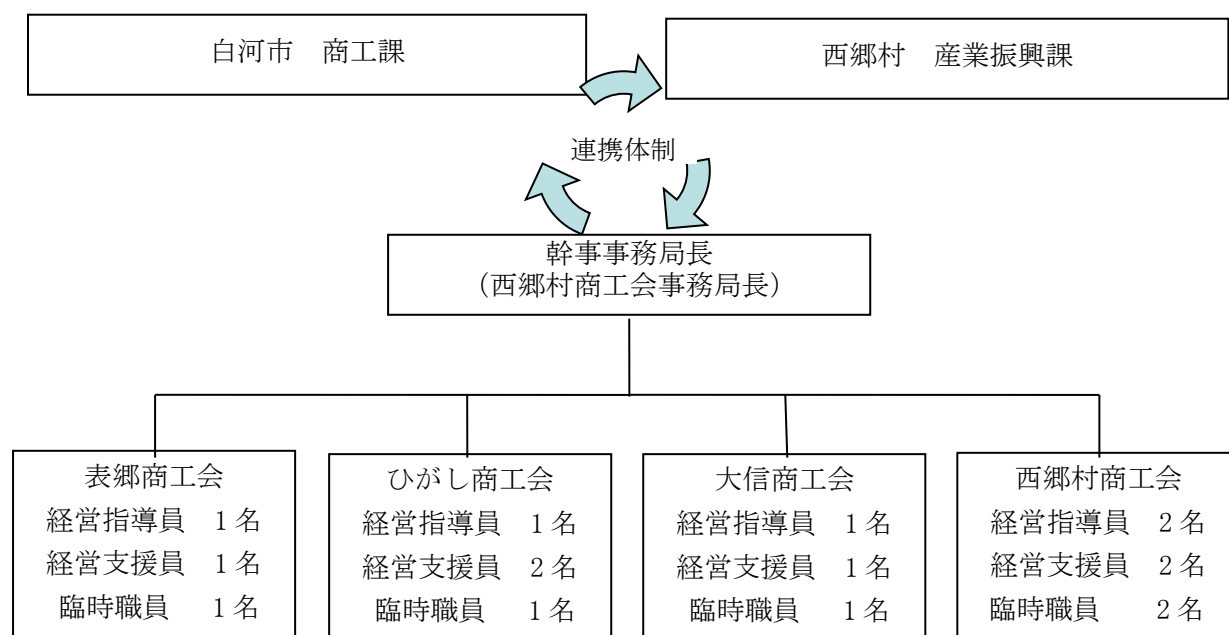
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年3月現在)

(1) 実施体制（商工会又の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）

<実施体制俯瞰図>



商工業者数：1,128 事業者（内小規模事業者：943 事業者）

平成28年4月1日現在の商工会実態調査より

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

表郷商工会	経営指導員	田中 翔	連絡先	0248-32-3065
ひがし商工会	経営指導員	秋山義寿	連絡先	0248-34-2779
大信商工会	経営指導員	齋藤 徹	連絡先	0248-46-2070
西郷村商工会	経営指導員	青柳 孝	連絡先	0248-25-1266

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画における具体的な取組内容・情報の提供及び助言（年1回以上）
- ・本計画における進捗確認や取組内容の見直し等（年1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

表郷商工会

〒961-0403

福島県白河市表郷番沢字松上 98 番地 2

TEL0248-32-3065/FAX0248-32-3966

ひがし商工会

〒961-0303

福島県白河市東釜子字殿田表 65 番地

TEL0248-34-2779/FAX0248-34-3787

大信商工会

〒969-0309

福島県白河市大信町屋字町屋 195 番地

TEL0248-46-2070/FAX 0248-46-3600

西郷村商工会

〒961-8091

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 69 番地 3

TEL0248-25-1266/FAX0248-25-1269

②関係市町村

白河市（商工課）

〒961-0053

福島県白河市中田 140 番地

TEL0248-21-5910/FAX0248-21-5919

西郷村（産業振興課）

〒961-8091

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

TEL0248-25-1116/FAX0248-25-2590

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
○BCP等 専門家謝金旅 費	100	100	100	100	100
○BCP等 広報印刷費	180	180	180	180	180
○会議費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福島県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施するものとする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
本計画の直接の構成員とはしないが、状況に応じて次の法人等と個別に連携する。 三井住友海上火災保険株式会社 アクサ生命保険株式会社 外、損害保険、生命保険会社
連携して実施する事業の内容
① 災害のリスク回避に関するセミナー等の開催 ② 事業所 BCP 等を策定する場合の個別支援 ③ 事業所への損害保険等の提供、販売
連携して事業を実施する者の役割
① 事業所への損害保険等商品の具体的な紹介、提供 ② 災害時の保険加入者への保険金支払い ③ 商工会への保険情報等提供
連携体制図等